

令和7年度 医療機器販売・貸与管理者及び修理責任技術者継続的研修

1. 研修概要

本研修は、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』(以下、『医薬品医療機器等法』という)施行規則第168条及び第175条第2項に基づく **医療機器販売業・貸与業**(以下、『販売業等』という)の**営業所管理者**に対する継続的研修、並びに同施行規則第194条に基づく**医療機器修理業**の**医療機器修理責任技術者**に対する継続的研修として実施する研修です。

高度管理医療機器等の販売業等の**営業所管理者**または**医療機器修理業**の**医療機器修理責任技術者**として届出をしている方に、毎年度受講させなければならない(義務)となっておりますので、受講漏れのないようにご受講ください。

(注意)

・本研修は、**営業所管理者**や**修理責任技術者**の資格を取得するための**基礎講習ではありません**。お間違いのないようをお願い致します。

2. 受講対象者

- A. **医療機器販売業・貸与業の営業所管理者**
- B. **医療機器修理責任技術者**
- C. 上記A. 販売業・貸与業の営業所管理者及びB. 修理責任技術者の**兼務**

3. カリキュラム ※eラーニング(インターネットを利用した動画配信)形式で実施。<24時間視聴可能>

| 所要時間 | 科目 ※内容に関しては変更になる場合もあります |
|---------|--------------------------|
| 約180分程度 | 序章 医療機器業界・市場・情報等 |
| | 第1章 医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令 |
| | 第2章 流通における医療機器の品質管理 |
| | 第3章 医療機器の不具合報告及び回収報告 |
| | 第4章 医療機器の情報提供 |

4. 受講料 4,400円 (うち、消費税 400円含む) ※ テキスト・資料代は、受講料に含まれます。

5. お申込み方法

当財団ホームページの「医療機器に関する研修」→「継続的研修」→「受講の流れおよび申込方法」タブ内の『eラーニングのお申込みはこちら』ボタンを押下し、申込フォームに必要な情報を入力・送信してください。

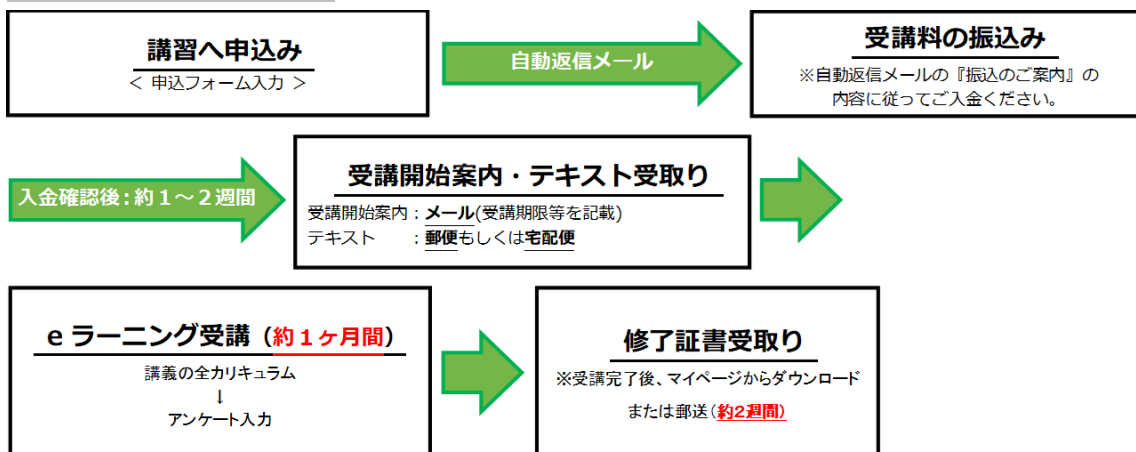
【お問い合わせ】

(一財)保健福祉振興財団 熊本支部 : 医療機器講習係
 〒862-0926 熊本県熊本市中央区保田窪1-10-38
 TEL : 096-213-1600 FAX : 096-213-1601
 H P : <https://hokenfukushi.or.jp>

申込みページ



6. eラーニングの流れ



- ※ ご受講に際し、インターネットに接続できる端末（パソコン、タブレットまたはスマートフォン）が必要となります。
- ※ インターネットの通信料が掛かりますので、通信制限のない環境（Wi-Fi など）でご受講ください。
- ※ お申込みの前に、ご受講いただける環境が整っているかを必ずご確認ください。

7. eラーニング研修について

eラーニング研修について

eラーニングについてご不明な点がございましたら、当財団ホームページの「医療機器に関する研修」→「販売・貸与管理者及び修理責任技術者継続的研修」→「受講および申込みの流れ」内の『eラーニング研修について』をクリックし、ご確認ください。

【H P】 <https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/e-learning2.html>



8. よくある質問

eラーニング以外の医療機器講習全般に関する質問は、当財団ホームページの【よくある質問】をご確認ください。

【H P】 <https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/faq.html>

よくある質問

